

3 【県内未発生期】

・県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。ただし、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目 的

- ① 県内発生に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- ① 原則、海外発生期の対策を継続するが、県内発生を見据え、対策をより充実強化させる。
- ② 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ③ 対策の判断に役立てるため、国との連携のもと、国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴に関する積極的な情報収集を行う。
- ④ 県内発生した場合に早期に発見できるよう、強化した県内のサーベイランス・情報収集体制を維持する。
- ⑤ 国内外の発生状況について注意喚起を行うとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、県民に引き続き準備を促す。
- ⑥ 政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、県内未発生であっても、県内発生を見据えた積極的な対策を講じる。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制の強化

県は、国が国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の発生を確認し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聞いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示したときは、直ちに県対策本部会議を招集・開催するとともに、必要に応じ、医学・公衆衛生等の学識経験者の意見を聴きながら、県の対処方針、対策等を決定し、全庁的な連携・協力を強化し、全庁が一体となった対策を推進する。（危機管理部、保健福祉部、全部局）

(1)-2 緊急事態宣言が出された場合の措置

- ① 市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市町村対策本部を設置する。

第3 各段階における対策（県内未発生期）

（2）サーベイランス・情報収集

（2）-1 情報収集

県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、情報収集先から必要な情報をより積極的に収集する。なお、収集する主な情報は次のとおりとする。（危機管理部、保健福祉部）

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

（2）-2 サーベイランスの強化等

- ① 県は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。（県民環境部、保健福祉部）
- ② 県は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。（経営戦略部、県民環境部、保健福祉部、教育委員会）
- ③ 県は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集・分析し、県内における新型インフルエンザ等の患者をできる限り早期に発見する。（県民環境部、保健福祉部）
- ④ 県は、国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を速やかに実施するとともに、市町村等に対して、迅速に情報提供する。（危機管理部、保健福祉部）

（3）情報提供・共有

（3）-1 情報提供

- ① 県は、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況、国及び県内発生した場合に必要な具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、リアルタイムで情報提供する。（危機管理部、経営戦略部、保健福祉部、関係部局）
- ② 県は、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（危機管理部、経営戦略部、保健福祉部、教育委員会、関係部局）
- ③ 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、県が独自に作成したQ&Aの改定し、次の情報提供に反映する。（危機管理部、保健福祉部）

第3 各段階における対策（県内未発生期）

(3)-2 情報共有

県は、国、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。（危機管理部、保健福祉部）

(3)-3 コールセンター等の体制充実・強化

- ① 県は、県のコールセンター等の体制を充実・強化する。（危機管理部、保健福祉部）
- ② 県は、市町村に対し、国が作成するQ&Aの改定版を基に、県内の状況の変化に合わせた県のQ&Aの改定版を配布するほか、コールセンター等の体制の充実・強化を要請する。（危機管理部、保健福祉部）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内でのまん延防止対策

- ① 県は、国と連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）の準備をより推進する。（保健福祉部）
- ② 県は、市町村、業界団体等を経由し、または直接県民、事業者等に対して次の要請を行う。（危機管理部、経営戦略部、保健福祉部、教育委員会、関係部局）
 - ・ 県民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・ 事業者に対し、職場及び業務を行う地域等における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用・咳エチケット・うがい・手洗いの励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ③ 県は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(4)-2 水際対策

- ① 県は、国の検疫強化に伴い、検疫法第18条第5項に基づく通知を受けたときは、感染症法第15条の3に基づき、当該者に対し健康状態についての報告を求める。（保健福祉部）
- ② 県は、国の検疫強化に伴い、国、検疫所及びその他関係機関と連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための体制を充実・強化する。（県民環境部、保健福祉部、県土整備部）

第3 各段階における対策（県内未発生期）

(4)-3 在外邦人支援

県は、引き続き、発生国に滞在・留学する県人に対し、直接又は県内の各企業、各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について再度周知徹底するよう要請する。（危機管理部，経営戦略部，保健福祉部，商工労働部，教育委員会）

(4)-4 予防接種

(4)-4-1 住民接種

- ① 県は、国が決定した接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、住民接種に関する情報提供を行う。
（保健福祉部）
- ② パンデミックワクチンが、全県民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、県及び関係者の協力を得て、市町村は住民接種を開始する。（保健福祉部）
- ③ 市町村は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（保健福祉部）

(4)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合においては、県は、上記の対策に加え、必要に応じ、次の措置を講じる。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。（危機管理部，経営戦略部，関係部局）
 - ・ 特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。
 - ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
 - ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限

第3 各段階における対策（県内未発生期）

る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、特措法第45条第3項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

② 住民接種

市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(保健福祉部)

(5) 医療

(5)-1 医療体制の整備

① 県は、海外発生期の対策に引き続き、次の措置を講じる。

- ・ 帰国者・接触者外来における診療体制及び帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の充実・強化を行う。(保健福祉部)
- ・ 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。(保健福祉部、病院局)
- ・ 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(危機管理部、保健福祉部)
- ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県医師会、郡市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制の整備をより推進する。(保健福祉部、病院局)
- ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう再度要請する。(保健福祉部、病院局)

(5)-2 患者への対応等

- ① 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を、保健所を通じ、保健製薬環境センターに送付し、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。(県民環境部、保健福祉部)
- ② 県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(保健福祉部)

第3 各段階における対策（県内未発生期）

(5)-3 医療機関等への情報提供

県は、海外発生期の対策に引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、メール等を活用し、医療機関及び医療従事者にリアルタイムに情報提供する。

また、必要に応じ、医療関連団体等に対し、情報掲載を依頼する。（保健福祉部）

(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬

① 県は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう再度要請する。（保健福祉部）

② 県は、海外発生期の対策に引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を再度指導する。（保健福祉部）

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、県警察本部と連携し、必要に応じた警戒活動等を行う。（県警察本部）

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合においては、県は、上記の対策に加え、必要に応じ、次の措置を講じる。

① 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。（保健福祉部）

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。（危機管理部、保健福祉部、関係部局）

(6)-2 県民・事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（危機管理部、保健福祉部、関係部局）

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じ、以下の措置を講じる。

(6)-3-1 事業者の対応等

第3 各段階における対策（県内未発生期）

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、国から示された当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。（危機管理部、保健福祉部）

(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給（危機管理部、企業局）

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6)-3-3 運送・通信・郵便の確保（危機管理部）

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において及び信書便を確保するために必要な措置を講じる。

(6)-3-4 サービス水準に係る県民への呼びかけ（危機管理部、経営戦略部、関係部局）

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(6)-3-5 緊急物資の運送等（危機管理部、保健福祉部）

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ③ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に

第3 各段階における対策（県内未発生期）

応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(6)-3-6 生活関連物資等の価格の安定等（危機管理部，保健福祉部）

- ① 県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監査をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。また、本県は、農林水産業が基幹産業であることに鑑み、食料品の供給状況に応じ、食料供給体制を情報提供する。

(6)-3-7 犯罪の予防・取締り（県警察本部）

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。